

内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-22004

令和4年3月4日

原子燃料工業株式会社

熊取事業所

熊取事業所第5次設工認（4回目補正） コメント対応整理表（R4/3/4）

○1月7日コメント

第5次設工認（第4回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料
0107-1	第5次設工認申請の対象設備である非常用発電設備 No.1 の構成機器（自動起動制御装置、非常用発電機選択切替機、起動用電源及び発電基盤）については、耐震補強工事を実施する対象となっていないが、本申請において耐震補強を実施するとの説明があり、申請書の記載に齟齬があること。	全ての設工認対象設備に対して申請書の記載との齟齬の有無を確認し、別途調査結果（NFAK-22038）を報告する。 また、齟齬のあるものについては、第5次設工認の補正申請において反映する。	—
0107-2	火災区画境界の貫通部の位置について、第5次設工認申請等の図面で記載が見られないが、現場において貫通部が確認されたこと。	第2加工棟の火災区域境界のダクト、配管等の貫通部の位置は、第2加工棟の建物の火災区域境界外への火災の延焼防止に係る仕様として、第4次設工認において申請書に記載している。しかしながら、火災区域境界でない火災区画境界に対しても、火災区域境界と同様に、貫通部の火災延焼防止に係る説明をするべきであることから、貫通部の位置を示すため、第5次設工認の補正申請にて図面を追加する。 また当該図面では、貫通部位置を記号で示しているが、複数の貫通部が近接して存在する場合及び離れているが上下方向に複数存在する場合は、一つの記号で示しており、その記号の箇所の貫通部が一つか複数かまでは示せていない。そのため、一つの記号が複数の貫通部を示している場合は、記号の傍に貫通部の数を記載し、補正申請にて明確化する。 これについては、第1加工棟（第3次設工認で申請済のため第5次設工認で追加し補正する）、第1廃棄物貯蔵棟についても同様とする。	補足資料 0107-2
0107-3	上記の第5次設工認申請と現場の設備状況で確認された齟齬等については、全ての設工認対象設備に対して同様の齟齬等がないかを確認し、その結果を報告すること。また、第5次設工認申請書等へ反映が必要であれば、必要な手続きを実施すること。	上記 0107-1 及び 0107-2 にて回答。	—
0107-4	設備・機器の上部に設置している電気・計装ケーブルのケーブルラックについては、上位の耐震重要度分類に属する設備・機器への破損による波及的影響を評価しているか説明すること。	ケーブルラックについては、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版」に基づき吊り支持（自重支持）を行う。設備・機器の上部に設置してあるケーブルラックであって、設備・機器への波及的影響を及ぼすおそれがあるものについては、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」に基づき耐震支持を行う。また、避難通路上のケーブルラックについては、ダクトと同様の考え方に従って、ケーブルラックの落下により避難経路に影響する区間について耐震支持を行う。	—

図ハ-2-1-1-39 第2加工棟 工事概要図（2階）火災による損傷の防止

